



今年も皆様のご協力をお願いいたします。

10月1日(木)
～12月31日(木)

「赤い羽根共同募金」は法律(社会福祉法)に基づく募金として昭和22年に始まりました。第69回目となる今年も、10月1日から12月31日までの3か月間、各都道府県単位に全国一斉に行われます。

皆様からお寄せいただいた寄附金は、社会福祉協議会やボランティアグループ等が地域で行う身近な福祉活動をはじめ、社会福祉施設での作業用備品の整備など、県内の民間福祉推進のほか、災害発生時のボランティア活動などにも役立てられます。

また、12月からは、歳末たすけあい(地域歳末、NHK歳末)も行われます。今年も、県民の皆様の温かいご理解とご協力をお願い申し上げます。



あい きぼう
愛ちゃん と 希望くん ©中央共同募金会
“愛ちゃん”と“希望くん”は共同募金のイメージキャラクターです。

27年度共同募金の目標額 **2億1,933万円**

赤い羽根共同募金 **2億33万円**

歳末たすけあい募金 **1,900万円**

歳末内訳

地域歳末**1,500万円** NHK歳末**400万円**

27年度募金の使いみち(配分計画)

(27年度目標額に「災害等準備金取崩金」等641万円を含む)

配分計画は、県内の社会福祉協議会や福祉施設などから申請された次年度の事業に使用する要望額に基づき、民間委員で構成される配分委員会や理事会・評議員会で審査して決められます。

災害等準備金の積み立てや
運動推進のために

4,503万円(20%)

2億2,574万円(100%)

市町村を単位とした地域福祉活動事業に
(市町村社会福祉協議会による身近な福祉活動への配分)

1億391万円(46%)

歳末たすけあい事業に
明るいお正月を迎えられるよう
支援を必要とする方等への配分

1,900万円(8%)

全県的な事業に
(ボランティア団体、社会福祉団体、
社会福祉施設等への配分)

5,780万円(26%)

共同募金は「善意の寄附」で、あくまでも任意です。
皆様の善意が大きな優しさの輪となり、県内の福祉推進に活かされます。
寄附金は、年間を通じて受け入れています。

共同募金の寄附金は、税制上の特典があります。

個人 ・ 所得税の寄附金控除又は寄附金税額控除の対象となります。
・ 住民税の寄附金税額控除の対象となります。
法人 寄附金全額を損金算入することができます。

赤い羽根で「ささえ合い・たすけあい」



平成26年度も、赤い羽根共同募金運動に県民の皆様からたくさんのご協力をいただきました。本当にありがとうございました。

そして、募金活動にご尽力くださった県内各地の関係者の皆様にご心からお礼申し上げます。

26年度の募金の使いみち

2億705万円

は次のとおりです。



市町村社会福祉協議会の地域福祉活動事業に

【734件】

49% **1億156万円**

高齢者福祉活動事業

食事サービス・友愛訪問・介護者支援など

【218件】 **2,826万円**

障害児・者福祉活動事業

研修・交流活動、団体の育成など

【53件】 **372万円**

児童・青少年、母子・父子福祉活動事業

ボランティア協力校の活動、研修・交流活動など

【190件】 **1,241万円**

総合的福祉活動事業

ボランティアの育成、心配ごと相談所、福祉大会の開催など

【273件】 **5,717万円**

災害見舞金や災害時のボランティア活動の支援に

【119件】

3% **703万円**

新聞で公募した地域の福祉活動事業に

【7件】

地域活性化活動、子育て・障害者・高齢者支援活動など

1% **286万円**

地域福祉活動推進するための重点事業に

【3件】

福祉活動用車両の整備、除雪ボランティア支援など

3% **657万円**

民間の社会福祉団体の活動事業に

【14件】

青森県社会福祉協議会、青森県民生委員児童委員協議会など

6% **1,294万円**

民間の社会福祉施設の活動事業に

【68件】

児童福祉施設、障害児・者福祉施設、高齢者福祉施設、小規模共同作業所、地域活動支援センターⅢ型

9% **1,762万円**

運動資材費、広報費、調査研究費、職員人件費などに

20% **4,089万円**

歳末たすけあい事業に

【213件】

在宅・施設利用者への見舞金、年末・年始の食事サービスなどに

9% **1,758万円**